

受託県営住宅入居者を次のとおり募集します。

1 募集する住宅の概要

随時募集住宅一覧内の種別が「**県営**」の住宅。

2 入居資格

次の(1)から(4)までの条件にすべてあてはまること。

- (1) 現に同居し、若しくは同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）若しくは病気その他特別の事情により同居することが必要であると認められる者があること又は単身者（身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とする者で居宅において常時の介護を受けることができず、又は受けることが困難であると認められるものを除く。）であること。

- (2) 次に掲げる収入基準を満たす者であること。

一般世帯……月額所得158,000円以下

裁量階層……月額所得214,000円以下

裁量階層とは、次のアからカまでのいずれかに該当する者をいう。

ア 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが60歳以上又は18歳未満のもの

イ 障がいの程度が次の(ア)から(エ)までのいずれかに該当する者であるもの

(ア) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)別表に掲げる障がいのある者で、その障がいの程度が身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級から4級までであるもの

(イ) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第5条に規定する精神障害者(発達障害者支援法(平成16年法律第167号)第2条第2項に規定する発達障害者を含む。)で、その障がいの程度が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項の1級又は2級であるもの

(ウ) 知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)に規定する知的障害者で、その障がいの程度が前号に相当するもの

(エ) 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第2条第1項に規定する戦傷病者で、その障がいの程度が恩給法(大正12年法律第48号)別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症であるもの

ウ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者

エ 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの

オ ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律(平成13年法律第63号)第2条に規定するハンセン病療養所入所者等

カ 同居者に義務教育終了前の児童があるもの

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。

- (4) その者又は同居者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

3 申込方法

入居希望者は、申込書に必要事項を記入し必要書類を添えて、鳥取市都市整備部建築住宅課住宅係又は各総合支所産業建設課で申し込むこと。